

答 申 第 2 5 号
平成 26 年 8 月 27 日

仙台市長 奥山 恵美子 様
(子供未来局児童相談所)

仙台市個人情報保護審議会
会 長 飯 島 淳 子

仙台市個人情報保護条例第 41 条の規定に基づく諮問について (答申)

平成 24 年 5 月 30 日付 H24 子児相第 141 号で諮問のありました下記の件について, 別紙
のとおり答申いたします。

記

諮問第 2 9 号 「仙台市児童相談所の相談記録 ○○○○ (H○. ○. ○生)」個人情報
報一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 29 号)

1 審議会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当でなく、実施機関は、別表に掲げる各公文書に記載された情報のうち、「当審議会の判断」欄の開示相当とする部分を開示する一部開示決定を行うべきである。

2 異議申立ての趣旨

未成年者である異議申立人（以下「申立人」という。）に代わって申立人の法定代理人である母が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき「仙台市児童相談所の相談記録 ○○○○（H○. ○. ○生）」の個人情報の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 24 年 2 月 16 日付で一部開示決定を行った。

本件異議申立ては、申立人の法定代理人である父及び母（以下両名を「申立人代理人」という。）がその処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人代理人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張した異議申立ての主な理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、非開示部分は条例第 17 条第 2 号又は第 6 号に該当するとし、そのうち子供未来局児童相談所（以下「児童相談所」という。）の職員が申立人代理人等と面接した際等の率直な評価、所感等が記載された公文書は、その全体が同条第 6 号に該当するので全部開示できないと説明している。しかしながら、同号によれば、評価や相談等に係る事務に関するものであっても、「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれ」がないものは開示されなければならない。非開示とされた部分は極めて広範囲にわたり、その中には実施機関のいう非開示情報にすらあたらない情報も含まれていると思われる。仮に、条例に照らして開示できない情報があるとしても、それ以外の情報は開示すべきである。実施機関の判断は条例の拡大解釈である。

実施機関は、担当職員の評価等に関わる情報は開示しないというが、以前、申立人代理人の一方が自身の個人情報について開示請求を行った際には、第三者の氏名等を除き、児童相談所の職員の評価に関わる情報を含めて開示された。また、申立人代理人の知る限り、介護保険制度においては、本人から請求があれば事業者はその個人情報に関する記録を開示しなければならない。本件における実施機関の対応が、なぜこれらの対応と異なるのか理解できない。本件開示請求は児童相談所を批判したいがためのものではない

く、申立人のために、その成育歴に関わる資料を揃え、残しておくために行ったのであり、たとえ悪い評価でも開示すべきである。

実施機関は、担当職員の評価、所感等が記載された部分のみを非開示としたとしても、非開示部分の分量から推測されるおおよその情報量から相談者がその記載内容について様々な推測をすることにより、相談者と児童相談所との信頼関係が損なわれるというが、このような態度こそ相談者との信頼関係を著しく損なうものである。全ての相談者が悪い評価に耐えられないわけではない。他者からの評価は、自身を振り返る材料であり、悪い評価をどう受け止めるかは相談者の問題であって、実施機関の主張は相談者を信頼しないものである。児童相談所は相談の専門機関であるのだから、情報を開示した結果、仮に相談者から批判等があったとしても直ちに相談業務の円滑で公正な遂行に支障が生ずるわけではない。児童相談所は、仮に批判や反発があっても、それに耐えながら相談者との信頼関係を作り上げていくことができる専門性を持つべきである。

なお、申立人と申立人代理人との里親委託に係る相談等は既に終了しており、現在申立人代理人らと児童相談所とは何らの関係も有していないから、申立人代理人らと児童相談所との信頼関係に影響が生じ、児童相談所の事務の遂行に支障が生じることはない。実施機関は、申立人代理人に対して実施した里親選定のための調査の記録には、望ましい里親の姿と申立人代理人の養育の状況を比較し、評価するための着眼点が含まれており、これを開示すると、申立人代理人はこうした着眼点を踏まえて高い評価を受けられるように振る舞うことができるようになり、今後の里親選定のための調査において、申立人代理人のありのままの姿を把握することが困難になるとも説明しているが、現在、申立人代理人は里親登録をしておらず、そのようなおそれが生じることもない。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭により説明した非開示理由は、概ね次のとおりである。

児童相談所が相談を受理した場合は、児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号 厚生省児童家庭局長通知）により、児童ごとに児童記録票を作成し、関連する書類とともに児童記録票綴に編集するよう求められている。本件において開示を求められた相談記録も申立人に係る児童記録票綴に綴られており、実施機関は、当該綴に綴られた公文書全部を本件開示対象公文書として特定した。

本件開示対象公文書に記録された情報のうち、実施機関が非開示とした情報の内容及びその非開示理由は次のとおりである。

(1) 条例第17条第2号に該当する情報

本件開示対象公文書には、民間の医療機関並びに児童福祉施設の従業員の氏名、印影及び職名のほか申立人並びに申立人代理人以外の私人の氏名及び電話番号が記載されている。これらはいずれも申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、条例第17条第2号に該当するため非開示とした。

(2) 条例第 17 条第 6 号に該当する情報

本件開示対象公文書には、申立人代理人等と児童相談所職員との面談や電話の内容等が記載されており、その中には当該職員の所感等が含まれている。かかる情報は、下記のとおり条例第 17 条第 6 号に該当するので非開示とした。

① 相談事業の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれ

相談事業は、その終結まで一貫性をもって適切に継続していく必要がある。そのため、相談担当者は、その後の対応に係る検討に役立つよう、関連する諸事情を極力詳細に調査把握する必要があり、相談者との面談等の記録についても、その発言内容のほか態度、表情も含め、担当者の所感を交えて忌憚なく記録するようにしている。そのため、担当者は相談者の意に染まない記述をすることもあり、かかる情報が開示されると相談者の児童相談所に対する不信を招きかねない。相談者と児童相談所との間の信頼関係は適切な相談事業の基礎であり、信頼関係が損なわれた場合、本件及び同種の相談事業の適切な遂行に支障をきたすおそれがある。また、これらが開示されることとなれば、児童相談所の職員は、相談者との信頼関係が損なわれることをおそれ、率直な記載を躊躇してしまうようになりかねない。その結果、相談対応に必要な情報が十分に得られなくなり、本件及び同種の相談事業の適切な遂行に支障をきたすおそれがある。

なお、担当者の所感等の情報を非開示としても、非開示箇所の範囲から所感等の情報のおおよその量が判明する。非開示とされた部分が多ければ、相談者や児童に対する否定的な評価が書かれていると推測してしまう相談者もいないとはいえない。また、非開示とされた部分が相談者の想定より少なかった場合でも、相談者に自身の訴えを十分に受け止めていないという不満を抱かせるおそれもある。こうしたことにより相談者の児童相談所に対する信頼関係が損なわれることがあれば、本件及び同種の相談事業の適切な遂行に支障をきたすおそれがあり、公文書全体を非開示とする必要があった。

② 里親委託事業の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれ

児童相談所長は、保護者がなく、又は保護者に監護させることが不適当な児童（以下「要保護児童」という。）に対する保護措置に係る権限を実施機関から委任されている。児童相談所においては、要保護児童であった申立人について家庭的な養護が妥当と判断し、申立人代理人に里親委託することとした。里親の選定にあたっては、児童相談所職員が、登録されている里親候補者の家庭や居住地域の状況等を家庭訪問等により調査し、最終的に申立人代理人を選定した。また、里親委託後も、その養育状況を把握し、申立人代理人に対する助言や支援の必要性等を検討するため、家庭訪問調査等を実施した。これらの調査では望ましい里親の姿に照らした実態の評価を行うこととなり、本件開示対象公文書にも職員の評価や所感が記載されている。これらの情報を開示すると、望ましい里親の養育の姿と比較して現状はどうで

あるかという視点や、限られた時間で確認する場合の着眼点まで明らかになり、今後里親選定のための家庭訪問調査を行う場合、児童相談所が里親候補者のありのままの姿、正確な事実を把握することが困難となり、里親委託事業の適切な遂行に支障が生じるおそれがある。申立人代理人は、現在里親登録をしていないから、そうしたおそれは生じないというが、申立人代理人が里親登録することは今後も可能であり、なお支障が生じるおそれはある。

5 審議会の判断

当審議会は、条例第48条第1項の規定に基づき、実施機関に本件開示対象公文書の提示を求め、直接これを見分した。別表は、本件開示対象公文書とその名称及び内容により分類し、さらに本件において実施機関が非開示とした情報を公文書の分類ごとに整理した結果である。このうち公文書8には、当時児童相談所が相談を受けていた申立人以外の児童に関する情報が記載されているが、かかる情報は、申立人本人の情報に関わるものではないため、本件開示請求の対象とはならない。その余の各情報の非開示情報該当性につき、順次検討する。

(1) 非開示とされた申立人本人の情報について

当審議会が見分したところ、別表に掲げる公文書7、8及び9に属する公文書（以下、同表に掲げる公文書の分類に属する公文書全体を指す場合には、同表の公文書の分類名を用いる。）中の非開示とされた情報には、申立人本人に関する情報が含まれている。公文書7は、申立人を申立人代理人に里親委託する前後の一連の経過を児童相談所職員が記録した経過記録であり、そこには申立人の氏名（姓（旧姓を含む。）又は名のみである場合を含む。以下同じ。）や申立人を指し示す呼称のほか、申立人の生育状況に関する職員の調査内容等の情報が記録されている。公文書8は、申立人に対する措置のあり方や児童相談所が相談を受けている他の児童に対する今後の対応方針を協議するための所内会議において用いた資料であり、そこには申立人の氏名、性別、生年月日、事案の概要、今後の対応方針等の情報が記録されている。そして公文書9は、申立人代理人のうち母（以下「申立人代理人母」という。）が児童相談所にあてて送付した里親委託に関する定期状況報告書であり、そこには申立人の氏名、性別、生年月日、年齢のほか申立人の養育の状況に関する申立人代理人母の所感等を含めた報告内容が記載されている。

これらの情報のうち申立人の氏名、生年月日等、申立人を識別できる情報について特段の非開示事由は見当たらない。他方、公文書7及び9に記載された申立人本人の情報には、申立人代理人等、本件里親委託に関連する他者が関与しているものが含まれていることも認められ、個々の情報について非開示事由の有無を慎重に検討する必要があると考えられることから、これらについては別途検討する。

(2) 条例第 17 条第 2 号該当性について

開示請求の対象とされた情報のうち、申立人以外の個人に関するもので、かつ特定の個人を識別することができるものは、条例第 17 条第 2 号により、原則として非開示とされる。申立人以外の個人には申立人の親族等も含まれるので、申立人代理人の情報であっても、原則として非開示情報となる。ただし、法令等の規定により又は慣行として申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は非開示情報とはならない（同号ただし書イ）。申立人代理人ら申立人の親族に関わる情報の中には、申立人が知ることができ、又は知ることが予定されているもの等も少なくない。そこで、申立人以外の個人に関する情報を申立人の親族に関わるものとそれ以外のものとに分け、上記のとおり申立人本人の情報には申立人以外の者が関与しているものがあることも考慮して、それぞれの同号該当性を検討する。

① 申立人の親族以外の個人に関する情報について

ア 児童相談所に電話で問い合わせをしてきた私人等に関する個人情報について

公文書 1 には、申立人の処遇を心配し、児童相談所に電話で問い合わせをしてきた私人の氏名及び電話番号が記載されており、公文書 7 には、申立人の生育環境の一端を示すものとして近隣に住む児童の住所、性別、学年を示す情報が記載されている。これらの情報は、申立人以外の個人を識別できる情報であり、条例第 17 条第 2 号に該当する。なお、申立人はこれらの者と接触したことはあるが、当時の申立人の発達段階からして、それらの者の氏名等を理解していたとはおよそ考えられず、それらの者の氏名等を事後に申立人に知らせる慣行があるとも認められない。よって、それらの者の氏名等が同号ただし書イに該当するとはいえない。

また、公文書 7 には、申立人の処遇検討のために参考とした先行事例に関する情報が記録されており、そこには申立人以外の児童の氏名及び当該児童の養育者の氏名が記載されている。かかる情報も申立人以外の個人を識別できる情報であり、同号に該当する。

イ 児童相談所その他の実施機関に属する関係職員に関する個人情報について

公文書 6 は、申立人の里親に選定されるよりも前に申立人代理人から里親登録の申込みを受けた際に、当時の申立人代理人の家庭状況等について、実施機関職員が調査した結果を記載した調査票であり、調査者として福祉事務所職員の職名が記載されている。また公文書 7～9 には、申立人に対する保護措置等をめぐり申立人代理人と面談等をし、関係機関との調整を図り、またそれらの結果を記録した児童相談所職員や、それら児童相談所職員からの問い合わせ等に対応した実施機関の関係職員の職名及び氏名が記載されている。これらが公務員の職務遂行に係る情報であることは明らかであり、これら職員の職名及び氏名は非開示情報にはあたらない（条例第 17 条第 2 号ただし書ハ）。

ウ 申立人の保護等に関与した関係機関の従業員等に関する個人情報について

公文書1～5及び7には、申立人の保護等に関与した医療機関，児童福祉施設，仙台市社会福祉協議会及び裁判所の職員の氏名，姓を表示した印影，役職名が記載されている。

これらの情報のうち，裁判所職員の職名及び氏名については，公務員の職務遂行に係る情報であると認められ，条例第17条第2号ただし書ハに該当するため非開示情報にはあたらないが，その他の情報は申立人以外の個人を識別できる情報として同号に該当する。なお，裁判所職員を除く関与者のうち一部の者は，実際に申立人と相対して保護等に当たっていたことが認められるが，当時の申立人の発達段階からして，それらの者の氏名等を理解していたとはおよそ考えられず，それらの者の氏名等を事後に申立人に知らせる慣行があるとも認められない。よって，それらの者の氏名等が同号ただし書イに該当するとはいえない。

② 申立人代理人に関する情報について

本件開示対象公文書は，申立人の里親委託等に関する情報が記録されたものであり，その性格上，そこに含まれる申立人代理人に関する情報は極めて多い。申立人代理人も申立人以外の個人にはかならないから，申立人代理人に関する情報の条例第17条第2号該当性は慎重に検討する必要がある。

ア 申立人代理人の氏名等について

公文書6，7及び9には，申立人代理人のそれぞれの氏名，生年月日及び記録作成時の年齢（以下「申立人代理人の氏名等」という。）が記載されている。これらが申立人代理人の個人情報であることは明らかであるが，申立人にとって申立人代理人の氏名等は当然知ることができる情報であるから，これらの情報は条例第17条第2号ただし書イに該当し，非開示情報にはあたらない。

また，これらの公文書中には申立人代理人の氏名以外にも，申立人代理人又はそのどちらか一方を指し示す呼称が数多く記載されている。これらの呼称は一般的なものであるが，本件においては，申立人代理人がこうした呼称で呼ばれるべき立場にあったことが既に開示されている。よって，本件においてこうした呼称が非開示情報にあたることは認められない。

イ 公文書6に記載された氏名等以外の申立人代理人に関する情報について

公文書6には，上記アで述べた申立人代理人の氏名等の情報のほか，申立人代理人の当時の住所，職業，家族構成，資産の状況，結婚年月，里子に対する希望，里親登録を申し込んだ動機，子育ての方針，福祉事務所職員が把握した健康状態や経済状態，人柄・性格，近隣住民との関係等に関する調査結果のほか，それらの調査結果を踏まえた福祉事務所職員の意見や里親登録の適・不適に関する児童相談所長の意見が記載されている。これらの情報は申立人代理人の個人情報というべきであり，さらにこれらは申立人代理人が申立人と関わる以前のものである。

これらのうち里親登録の適・不適に関する児童相談所長の意見については、現に里親登録され、申立人の里親となったことからすれば、自ずとその意見の内容は知ることができるといえようが、その余の情報については申立人が知ることができ、又は知ることが予定されているとまでいうこともできない。従って、これらの情報は条例第17条第2号に該当すると認められる。

ウ 公文書7に記録された氏名等以外の申立人代理人に関する情報について

公文書7には、上記アで述べた申立人代理人の氏名等の情報のほか、申立人の生育状況に関する職員の調査内容等の情報が記録されている。職員の調査は、申立人の保護にあっていた児童福祉施設職員からの聴き取りや、申立人代理人からの直接の聴き取りによるものも多い。調査内容等の情報には、申立人代理人から直接聴き取られた内容として、申立人の生活習慣や心身の生育状況等の情報、養育上配慮している点や今後の予定など、申立人の養育に関する申立人代理人の意向等の情報が記録されている。また、児童福祉施設や児童相談所の職員が観察した内容として、申立人代理人による申立人の養育の様子が記録されている。さらにこの他、申立人養育に関わる情報として、申立人代理人やその親族の当時の健康状態等、勤務日数や職場などの勤務の状況、年収などの家計に関わる情報等が数多く含まれている。

(ア) 申立人代理人が関与する申立人についての情報

まずこれらのうち、申立人の生活習慣や心身の生育状況等の情報、申立人の養育に関する申立人代理人の意向等の情報、養育の様子の記録など、申立人代理人が関与する申立人に関する情報について検討する。上記アで述べたとおり申立人代理人の氏名等の情報は開示されるべきであるが、これら氏名等を除けば、申立人代理人が関与する申立人についての情報は、その記述内容自体が申立人代理人の識別性を有する個人情報と解される余地がある。しかし、これらの情報は、申立人代理人から聞き取ったものであるものの申立人自身の情報であることに変わりはない。

これらの情報は、同居していれば知らされたり、将来申立人に伝達されたりすることも考えられる。加えて、本件においては、児童相談所長が申立人代理人の意見を聴きながら作成した養育計画や、申立人代理人母から提出のあった定期状況報告書（公文書9と同じ書式によるもの。）の内容が既に開示されている。従ってこれらの情報は、条例第17条第2号に該当するものとして非開示とされるべきとは認められない。

(イ) 申立人代理人やその親族の健康状態等、勤務の状況、経済状態等の情報

上記(ア)の情報に対し、申立人代理人やその親族の健康状態等、勤務の状況、経済状態等の情報については、申立人の里親委託の実施に影響を与えうる情報として記録されたものと考えられるが、これらの情報については、申立人代理

人の個人情報というべきであり、条例第17条第2号に該当し非開示とされるべきである。なお、これらの情報の中には、申立人も居合わせた状況で申立人代理人が児童相談所職員に申告しているものも見受けられるが、当時の申立人の発達段階からしてこれらの情報を理解していたとはおよそ考えられず、これらの情報を事後に申立人に知らせる慣行があるとも認められない。ただし、申立人代理人母の実家の所在地に関する情報については、申立人が知ることができる情報であると認められるから、同号ただし書イに該当し、開示されるべきである。

また、これらの情報を踏まえた、申立人代理人の状況に関する児童相談所の職員等の所感についても、同様に非開示とすべきである。

なお、上記アのとおり、本件においては申立人代理人の氏名等の情報については基本的に開示されるべきであるが、別表に示した当審議会が非開示相当と判断した情報を非開示とした場合、申立人代理人の氏名等の情報のみを開示したとしても、それ自体が有意な情報を成さないと認められるときは、一体的に非開示とすべきである。

エ 公文書9に記録された氏名等以外の申立人代理人に関する情報について

公文書9には申立人代理人の住所の記載があるが、これは、本件では申立人の里親委託の措置先として既に開示されているところであり、非開示とする理由は認められない。また、申立人の養育状況に関する申立人代理人母の所感等を含めた報告内容については、申立人代理人の当時の勤務の状況に関する情報は非開示とし、その余の情報は申立人代理人が関与する申立人についての情報であるため開示されるべきであることについては、いずれも上記ウで述べたとおりである。

③ 申立人の兄に関する情報について

ア 申立人の兄の氏名等について

公文書7及び9には、申立人の兄の氏名及び記録作成時の年齢のほか、兄を示す呼称が数多く記載されている。もとより申立人は同居している兄の氏名や年齢を自ずと知ることができるため、これらが非開示情報にあたるとはいえない。また、兄を示す呼称については、申立人代理人を指し示す呼称と同様、本件において非開示情報にあたるとは認められない。

イ 申立人の兄に関するその他の情報について

(ア) 申立人の兄の里親委託に係る記録及び当該記録の取扱い経過に関する情報

申立人代理人は、申立人とその兄の両名の養育の委託を受けていたことから、公文書7には申立人の兄の里親委託に係る記録や、当該記録の取扱いについて申立人代理人が問い合わせた経過を示す情報が記録されている。かかる情報は申立人の里親委託に係る記録と併せて記録されているものの、申立人の兄の個人情報であり、その内容について申立人が知ることが予定されているといえる

ものでもなく、条例第 17 条第 2 号に該当するものと考えられる。

(イ) 申立人の兄の発言や行動に関する情報及び申立人代理人との親子関係に関する情報

公文書 7 には、申立人代理人を訪問のうえ面談する等の調査の結果が記録されていることから、申立人代理人の説明や児童相談所職員の観察結果に基づく申立人の兄自身の発言や行動に関する情報、申立人の兄と申立人代理人との親子関係に関する情報が含まれている。

これらのうち、申立人の兄自身の発言や行動に関する情報については、児童相談所職員による申立人に係る面談等が実施された当日に申立人が居合わせる中で行われた言動並びにこれに対する児童相談所職員及び申立人代理人の所感等が含まれている。しかしながら、当時の申立人の発達段階からして、仮に居合わせていたとしても、それらの言動を理解していたとはおよそ考えられず、児童相談所職員の所感等と合わせ、申立人に知らせる慣行があるとも認められない。従って、これらの情報は条例第 17 条第 2 号に該当するものと認められる。

なお、上記アのとおり、本件においては申立人の兄の氏名、記録作成時の年齢及び兄を示す呼称といった情報については基本的に開示されるべきであるが、別表に示した当審議会が非開示相当と判断した情報を非開示とした場合、申立人の兄の氏名、記録作成時の年齢及び兄を示す呼称といった情報のみを開示したとしても、それ自体が有意な情報を成さないと認められるときは、一体的に非開示とすべきである。

一方、申立人の兄及び申立人の言動や様子に共通点が見られる場合、それに対する児童相談所職員の所感とともに、両名の状況等が一体的に記載されている。これら両名の状況等につき一体的に記録した情報については、申立人の兄の識別性を有する個人情報であると解される余地はあるものの、同時に申立人自身の個人情報であると認められる。

これらの情報は、同居していれば知らされたり、将来申立人に伝達されたりすることも考えられる。加えて、本件においては、申立人代理人母から提出のあった定期状況報告書（公文書 9 と同じ書式によるもの。）の内容が既に開示されている。従って、これらの情報は、条例第 17 条第 2 号に該当するものとして非開示とされるべきとは認められない。

(3) 条例第 17 条第 6 号該当性について

実施機関は、本件において非開示とした情報のほとんどが条例第 17 条第 6 号に該当すると主張しているため、同号該当性について検討する。

開示請求の対象とされた情報のうち、実施機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要性が

認められる場合には、同号により非開示とされる。

① 相談事業の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれ

まず実施機関は、援助を行う児童相談所職員が主観・意見を交えて記述した面接、電話、訪問の結果等の記録が公開の対象となる場合、担当者が本心による意見等を記録することを躊躇し、その結果、相談の一貫性・継続性を維持することが難しくなるおそれがあるという。

確かに、児童相談所としては、児童養育上の課題を把握する必要上、相談者の家庭の事情のみならず、時には関係者の人格や心身の状態など機微に関する事項について触れることもあると考えられ、これらについて当事者の意に染まないような記録を開示しようとするれば、その内容や事案の経緯等によっては、当事者の信頼を著しく損なうおそれもある。

しかしながら、当該記録には、申立人代理人の健康状態や勤務状況を案ずる記述こそ見受けられるものの、開示することで直ちに児童相談所に対する信頼を著しく損なうおそれのある記述や、良好な親子関係及び家庭環境を著しく損なうおそれのある記述は認められない。そして、当審議会がさらなる説明を求めたのに対し、実施機関は、開示されること自体が率直な記載を躊躇させることについての本件における具体的なおそれを主張するに至らなかった。

また実施機関は、仮に同号に該当する情報を非開示とした場合、非開示箇所の範囲から判明するおおよその情報量により様々な憶測を呼び、相談者との信頼関係を損なうおそれがあり、ひいては相談事業の適切な遂行に支障が生じるという。

しかしながら、非開示とすべき情報は、条例所定の非開示情報に限られるのであり、同号に該当するというためには事務事業の遂行に支障が生じるという具体的なおそれが認められなければならない。上述の非開示箇所の範囲が判明すると相談者との信頼関係を損なうというおそれは、実施機関の推測の域を出ないものであり、抽象的なものにとどまると言わざるを得ない。

従って、本件においては、当該面談記録等を開示することにより生じる事務事業遂行上の支障が生じるおそれは、抽象的なものにとどまるものといえる。

② 里親委託事業の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれ

加えて、実施機関は、里親選定に際しての児童相談所の着眼点が明らかになると、今後児童相談所が里親登録をしている者のありのままの姿を把握することが困難になるという。しかし、里親としての望ましい養育の姿や、それに関連する里親の認定・登録の際の調査内容は、里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）や里親委託ガイドライン（平成23年3月30日付雇児発第0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により従前から公表されている。

また、里親の選定に関しては、まず福祉事務所が調査を行った里親登録申請者に

ついて、児童相談所が幾度も、多岐にわたる内容について調査を行ったうえで選定しているものと認められ、仮に着眼点が知られ、それを踏まえた行動を里親候補者がとったとしても、これら一連の調査に決定的な影響を及ぼすとは考えられない。

③ 結論

以上①、②のとおり、開示することで児童相談所による相談事業や里親委託事業の遂行に支障が生じる具体的なおそれは認められず、また、公文書の全体を非開示とする理由もないため、本件対象公文書中に条例第17条第6号に該当する情報があるとは認められない。

(4) その他の情報の非開示情報該当性について

公文書6～9の中で実施機関が非開示とした情報には、公文書の標題、表が掲載されている場合には表の枠線、表中の各欄の見出し、様式化されていると認められる定型的な字句が含まれているが、標題や見出しは定型的なものであり、これらの情報は非開示情報にはあたらない。

また、公文書7には申立人と面談等をした日時が、公文書9には申立人代理人母が報告書を提出し、児童相談所がこれを収受した日時が記載されている。これらについても、非開示事由があるとは認められない。

(5) 申立人代理人のその他の主張について

申立人代理人は、以前申立人代理人の一方が自己を本人として行った個人情報開示請求において職員の所感等に関わる情報も開示されたことや、介護保険事業者は本人から求めがあった場合は本人の情報を開示していることを挙げ、本件一部開示決定は適当でないと主張している。しかしながら、本件異議申立ての審議において吟味すべきは、実施機関が本件一部開示決定をしたことが条例に照らし妥当であったか否かであり、他の事例が当審議会の判断に影響を与えることはない。

(6) 小括

以上の次第で、実施機関が非開示とした情報に対する当審議会の判断は別表に掲げたとおりである。公文書8に記載された申立人以外の児童の情報については本件開示請求の対象外とされるべきであるので、実施機関は、別表の「当審議会の判断」欄の開示相当とする部分について開示すべきである。

(7) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 29 号)

年 月 日	内 容
平成 24. 5. 30	・ 諮問を受けた
24. 6. 15	・ 実施機関（子供未来局児童相談所相談指導課）から理由説明書 を受理した
24. 7. 2	・ 申立人から意見書を受理した
24. 7. 9 (平成 24 年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
24. 8. 7 (平成 24 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
24. 9. 10 (平成 24 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
24. 10. 18 (平成 24 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
24. 11. 29 (平成 24 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 1. 18 (平成 24 年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った

25. 2. 15 (平成 24 年度第 8 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 3. 19 (平成 24 年度第 9 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 5. 9 (平成 25 年度第 1 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 6. 27 (平成 25 年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 7. 31 (平成 25 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 8. 29 (平成 25 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 10. 3 (平成 25 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 11. 14 (平成 25 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 12. 10 (平成 25 年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
26. 1. 17 (平成 25 年度第 8 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
26. 2. 13 (平成 25 年度第 9 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
26. 3. 18 (平成 25 年度第 10 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った

26. 4. 24 (平成 26 年度第 1 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
26. 6. 9 (平成 26 年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った